

# 杭を残して悔い残さず!!!

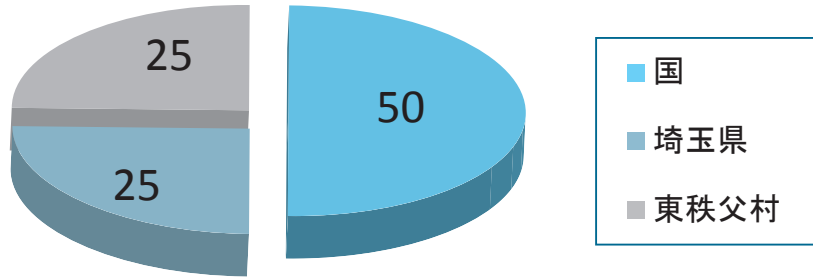


シリーズ地籍調査④



## 地籍調査経費の負担割合

負担割合%



- ・東秩父村が実施主体となって調査を行います。調査経費の負担割合は国が50%、県が25%、村が25%となっており、土地所有者の方々の費用負担はありません。ただし、立会における交通費などの経費は個人負担となります。皆さんの財産である土地の明確化のためですので、ご理解をお願いします。
- ・調査経費は、特別交付税の対象となっており、埼玉県および東秩父村の**実質負担は調査経費の5%**と大変有利な補助事業です。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)

## みなさんからのご意見を募集します(パブリックコメント)

村では、次の計画案等について、パブリックコメント（意見公募手続き）により村民の皆さんの意見を募集します。

計画の詳細等について、ホームページでのご確認および担当課へお問合せください。

計画(素案)	東秩父村過疎地域持続的発展計画
公募・意見募集期間	9月15日(水)～10月14日(木)
公表場所	下記担当課窓口および村ホームページ、タブレット
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○村内に住所を有する方</li> <li>○村内に事務所または事業所を有する方</li> <li>○村内の事務所または事業所に勤務する方</li> <li>○村内の学校に在学する方</li> <li>○村税の納税義務を有する方</li> <li>○当パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する方</li> </ul>
提出方法	<p>任意の様式に下記必要事項を明記し、10月14日(木)までに企画財政課へ持参、FAX、電子メールまたは郵送してください。(郵送の場合は、10月14日の消印有効)</p> <p>【必要事項】 住所・氏名・連絡先・提出する計画案名・意見(任意様式)</p>
意見提出先	<p>〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634</p> <p>担当課 企画財政課 ☎82-1254 FAX 82-1562 e-mail: kikaku@vill.higashichichibu.saitama.jp</p>